

相模原市市制施行70周年記念ロゴマーク 使用ガイドライン

さがみはら



相模原市

令和6年7月1日 更新

目次

- 1 はじめに
- 2 ロゴマークのデザイン
- 3 デザインの色指定
- 4 禁止事項
- 5 申請手続など
- 6 申請・問い合わせ先

1 はじめに

令和6年11月20日に市制施行70周年を迎えます

相模原市は、昭和29年11月20日に全国で453番目、県下では10番目の市として誕生し、令和6年11月20日に市制施行70周年を迎えます。

皆さんと一緒に祝福の機運を高め、本市の魅力の再認識や全国に向けたシティプロモーションに繋がりたいとの思いから、記念ロゴマークを幅広く活用いただけるよう、利用についてのガイドラインを作成しました。

ポスターやチラシへの掲載をはじめ、WEBページやSNS投稿など、様々な用途にぜひご利用ください。

デザインのコンセプト

「ともに奏でよう！」

都市と自然が調和したまちづくりや共生社会の実現、SDGsの推進等、みんなと一緒に取り組んでいきたい多岐にわたるテーマを「奏でる」ことになぞらえています。



相模原の市制70年の歩みを「70」の文字に詰め込むことで、先人から受け継いできた相模原の歴史と、自然、宇宙、生き物、産業が繋がり、人と人が手を取り合って発展してきた様子を表現しています。

数字の「0」をレコードの盤面に見立て、針を落とすとあらゆるものが互いに調和しながら、五線譜の上でともにハーモニーを奏でていく楽しさと喜びを表しています。

SDGsカラーのカラフルな配色は「誰一人取り残さない社会」をイメージし、時代や産業の移り変わりのほか、四季折々の自然豊かな相模原を連想させる一つひとつのモチーフやそのレイアウトから、見ているだけで、「好き!」「楽しい!」といった感情が湧いてくるようなデザインに仕上げられています。

2 ロゴマークのデザイン

■基本形

SDGsカラーのカラフルなデザインのため、白色を背景色に、お使いいただくことがおすすめです。

さがみはら



さがみはら



さがみはら



さがみはら



縦横比率はそのままに、サイズ変更は自由



■背景色を入れる場合



背景色が薄く、デザインがはっきりと視認できる



背景色が一部、デザインの色と重なり、デザインが視認しにくい



相模原市マスコットキャラクター

さがみん



ゆずはどこ???

2 ロゴマークのデザイン

■ポスター、チラシ等に掲載する場合

- 背景色が薄く、デザインがはっきり視認できる場合
⇒ そのままお使いください。
- 背景色が濃い場合など、デザインが視認しにくい場合
⇒ 別途、白色又は薄い背景色を挿入するなど、視認性を確保の上、お使いください。

キーワードは「好き」&「発信」
私は「さがみはらチアリングパートナー」です!という方を
探しています

さがみはら
70th ANNIVERSARY
ともに笑でよう! Together in Harmony!

友人などに相模原のおすすめのお店や特産品を紹介したり案内している。

相模原のお気に入りの場所や祭りなどの写真を撮ってSNSで投稿している。

相模原での暮らしを知人に勧めている。

プレゼントに相模原のお店の商品を贈っている。

他にも...
✓相模原で製品を作っている企業
✓相模原のおすすめを紹介している企業や団体、キャラクター など

「さがみはらチアリングパートナー」って?
「私が好きな相模原の魅力を伝えたい」
「多くの方に知ってほしい」
そんな想いを自分らしい表現方法で発信して
くださる方です。

1つでも当てはまれば「さがみはらチアリングパートナー」
ノベルティキットをプレゼント!

これから
発信する!も、
大歓迎!

キーワードは「好き」&「発信」
私は「さがみはらチアリングパートナー」です!という方を
探しています

さがみはら
70th ANNIVERSARY
ともに笑でよう! Together in Harmony!

友人などに相模原のおすすめのお店や特産品を紹介したり案内している。

相模原のお気に入りの場所や祭りなどの写真を撮ってSNSで投稿している。

相模原での暮らしを知人に勧めている。

プレゼントに相模原のお店の商品を贈っている。

他にも...
✓相模原で製品を作っている企業
✓相模原のおすすめを紹介している企業や団体、キャラクター など

「さがみはらチアリングパートナー」って?
「私が好きな相模原の魅力を伝えたい」
「多くの方に知ってほしい」
そんな想いを自分らしい表現方法で発信して
くださる方です。

1つでも当てはまれば「さがみはらチアリングパートナー」
ノベルティキットをプレゼント!

これから
発信する!も、
大歓迎!

■写真を背景とする場合

- 写真の色と重なり、デザインが視認しにくい場合
⇒ 別途、白色又は薄い背景色を挿入するなど、視認性を確保の上、お使いください。
⇒ 背景に透過の白色又は薄い背景色を挿入し、お使いいただくことがおすすめです。



2 ロゴマークのデザイン

■デザインの配置

「さがみはら」の文字と「70th」の図柄は、用途に合わせて、それぞれの配置を変えてお使いいただけます。

縦横比率はそのままに、パーツごとのサイズ変更も自由です。

さがみはら



さがみはら

さがみはら

さがみはら



【禁止事項】

1つのパーツのみの使用は禁止です。（必ず組み合わせてお使いください。）

- 「さがみはら」の文字のみ使用
- 「70th」の図柄のみ使用



■文字と図柄の配置換え（使用例）

WEBページ用バナーやSNS用ヘッダーなど、用途に合わせて、文字と図柄を自由に組み合わせてお使いください。

さがみはら



さがみはら



3 デザインの色指定

■デザインの色は、SDGsカラー、単色、グレースケール、白黒、白抜き
の5種類となります。

3-1 SDGsカラー さがみはら



3-2 単色 さがみはら



3-3 グレースケール さがみはら



3-4 白黒 さがみはら



3-5 白抜き



【単色使用時の留意事項】

デザインがはっきりと視認できるようにしてください。色の指定はありません。

【白抜き使用時の留意事項】

黒、紺など、濃い背景色の場合にお使いください。

4 禁止事項

■ロゴマークを変形、改変して使用しないでください。

【使用禁止の例】



影をつける ❌



縦横比率を変える ❌



回転させる ❌



デザインに要素を追加 ❌



一部を切り取り
そのまま使用 ❌

5 申請手続など

■ロゴマークの使用は無料です。素材は特設ページからダウンロードできます。

■次のいずれかに該当する場合は、申請手続をせず、お使いいただけます。

- (1) 相模原市市制施行70周年記念冠事業で使用する場合
- (2) (1)を除き、相模原市が実施する事業等で使用する場合
- (3) 放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合
- (4) 個人が営利以外の目的で使用する場合

■上記(1)～(4)以外の場合は、申請手続が必要です。

【申請手続が必要な場合の例】

- ・個人が営利目的（ノベルティの販売等）で使用する場合
- ・企業、団体等が自社の商品に使用する場合
- ・企業、団体等がポスター、チラシ、名刺のほか、WEBページ等に使用する場合 等

■本ガイドラインのほか、特設ページ掲載の「相模原市市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要領」も必ずご確認ください。

特設ページ

・ロゴマーク使用に関する要領や申請書等はこちら

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026709/1030059/1030126/1030129.html>



・冠事業の詳細はこちら

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026709/1030059/1030063/index.html>



6 申請・お問い合わせ先

相模原市 シティプロモーション戦略課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市役所本館3階

電話 042-707-7045

FAX 042-753-7831

メール pr@city.sagamihara.kanagawa.jp